

島根県報

平成25年7月4日 (木) **号外 第 113 号**

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

【選管告示】

参議院島根県選出議員選挙における選挙運動に関する支出の金額の制限額 地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有す る者の総数の50分の1及び3分の1の数 2

2

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第42号

平成25年7月21日行う参議院島根県選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額は、次のとおりである。

平成25年7月4日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

制限額 31,357,300円

島根県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成25年7月4日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,781
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 164,837
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

仁多選挙区	4, 038
邑智選挙区	5, 962
鹿足選挙区	4, 322
隠岐選挙区	6, 095
松江選挙区	56, 154
浜田選挙区	16, 349
出雲選挙区	46, 960
益田選挙区	13, 848
大田選挙区	10, 720
安来選挙区	11, 493
江津選挙区	7, 136
雲南・飯石選挙区	13, 269

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その

総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて 得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と 40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 164, 837